

「中野区健康福祉総合推進計画 2018」の素案について

健康福祉領域の基本計画となる「中野区健康福祉総合推進計画」の改定、「第 7 期中野区介護保険事業計画」、「第 5 期中野区障害福祉計画」、及び「第 1 期中野区障害児福祉計画」の策定にあたり、健康福祉審議会に諮問し、基本的な考え方について答申を受け、この度、広く区民や関係団体等から意見を募るため素案としてとりまとめたので報告する。

1 健康福祉の基本計画について

(1) 策定目的

区が区民とともにめざす「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取り組みを総合的に進めていくため、健康福祉の領域にわたる今後の取り組み内容を区民に示すことを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

健康福祉総合推進計画は、社会福祉法に基づく地域福祉計画、健康増進法に基づく健康増進計画、老人福祉法に基づく老人福祉計画、及び障害者基本法に基づく障害者計画の 4 つの計画を総合した計画であり、介護保険法に基づく介護保険事業計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と児童福祉法に基づく障害児福祉計画とともに、基本構想及び区の基本計画である「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）」のもとで、健康福祉の領域における個別計画として位置づける。

(3) 計画期間

中野区健康福祉総合推進計画 2018(平成 30 年度～平成 34 年度までの 5 年間)
第 7 期中野区介護保険事業計画(平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間)
第 5 期中野区障害福祉計画(平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間)
第 1 期中野区障害児福祉計画(平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 年間)

(4) 計画素案

- ① 計画素案の概要(資料 1)
- ② 計画素案の全文(資料 2)

(5) 素案のポイント

①「地域包括ケアシステム」の構築・拡充(地域福祉)

すべての区民が尊厳を保ち、可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、権利擁護の拡充、適切な住まいの確保、すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくりなどの面から「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

②子どもの頃から取り組む健康づくり、「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取り組み(健康医療)

妊娠期や子どもの頃から取り組む食育の推進や、スポーツ・コミュニティプラザをはじめとする区内運動施設において、子どもから高齢者まで生涯にわたり楽しく運動できる環境づくりを通じ、区民の健康的な生活習慣の定着を図るとともに、生活習慣病の発症を予防する。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた気運醸成に加え、ウォーキングルートの設置など、区民が手軽に運動に取り組める環境づくりを行う。

③介護予防・生活支援体制整備、在宅医療・介護連携体制の推進、新しいサービスへの対応(高齢福祉)

介護予防事業の体系化を図り、高齢者の状態に応じた効果的な取り組みを進めるとともに、地域住民など多様な担い手による日常的な介護予防や生活支援を一体的に展開する新たなしくみの構築を行う。

また今後の在宅療養者の増加に対応するため、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種による連携を推進する。

新たなサービスに向けた対応として、共生型居宅サービス事業所について検討を行う。

④障害者差別解消に係る区の取り組み、障害や発達に課題のある子どもへの支援(障害福祉)

障害者差別解消審議会において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針などに関して審議を行い、改善に向けた取り組みを進める。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。地域の中で先を見すえた重層的な地域支援体制を構築するため、「関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制」、「専門的な支援の充実と質の向上」、「地域社会への参加や包容の推進」について、取り組みを行う。

2 今後の予定

平成 29 年 11 月	計画素案について委員会報告(区民、厚生、子ども文教委員会) 計画素案の概要について区報特別号を発行 関係団体等意見交換会の開催
12 月	区民意見交換会を開催
平成 30 年 1 月以降 3 月	計画案決定、パブリック・コメント手続、健康福祉審議会最終答申 計画策定

「健康福祉都市なかの」を実現する基本計画

中野区健康福祉総合推進計画 2018

第7期中野区介護保険事業計画

第5期中野区障害福祉計画

第1期中野区障害児福祉計画

(素案)【概要版】

平成29年(2017年)11月

中野区

<目次>

第1部 計画の理念と基本目標

1 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標	2
2 中野区地域包括ケアシステムイメージ図	2
3 計画の位置付け及び構成	3

第2部 個別施策の展開

個別施策の一覧	4
素案のポイント	5

第1章 地域福祉

課題1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充	6
課題2 住まい・住まい方、誰もが安全で利用しやすい都市基盤・交通環境の整備	6
課題3 社会参加の機会拡充	7
課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり	8
課題5 相談・コーディネート機能の充実	9
課題6 生活の安定と自立への支援	10

第2章 健康医療

課題1 生活習慣病予防と健康増進	11
課題2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取り組み	12
課題3 健康不安のない衛生的で住みやすい地域づくり	13

第3章 高齢福祉

課題1 総合的な介護予防・生活支援	14
課題2 在宅医療と介護の連携	14
課題3 認知症対策と虐待防止	15
課題4 在宅生活支援のための基盤整備	16
課題5 介護保険制度の適正な運営	17

第4章 障害福祉

課題1 障害者の権利擁護	18
課題2 地域生活の継続の支援	19
課題3 入所等からの地域移行	19
課題4 就労の支援	20
課題5 障害や発達に課題のある子どもへの支援	21

第1部 計画の理念と基本目標

1. 「健康福祉都市なかの」の理念と基本目標

(1) 実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちな姿

区民のだれもが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち
 そのために必要な保健福祉サービスが、公私のパートナーシップに基づいて、地域で総合的に提供されるまち

(2) 「健康福祉都市なかの」の4つの理念

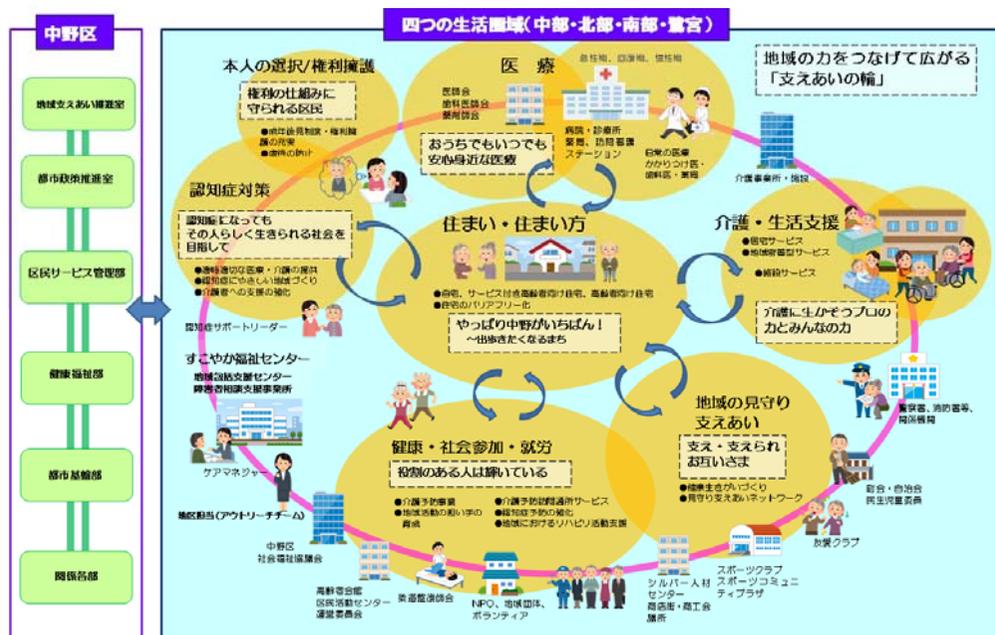
- 人間性の尊重と権利の保障
- 個人の意思と自己決定の尊重
- 自立生活の推進
- 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進

(3) 基本目標

- ① みんなで支えあうまちづくり (地域福祉)
- ② 健康でいきいきとした生活の継続 (健康医療)
- ③ 住み慣れた地域での生活の継続 (高齢福祉)
- ④ 誰もが安心して暮らせるまちづくり (障害福祉)

2. 中野区 地域包括ケアシステムイメージ図

中野区ではすべての人が地域で支えあい、安心して暮らせる地域包括ケア体制の構築を進めており、第一段階として高齢者を対象に取り組みを始めました。
 今後、対象を子育て世帯、障害者などすべての区民へと発展させていきます。

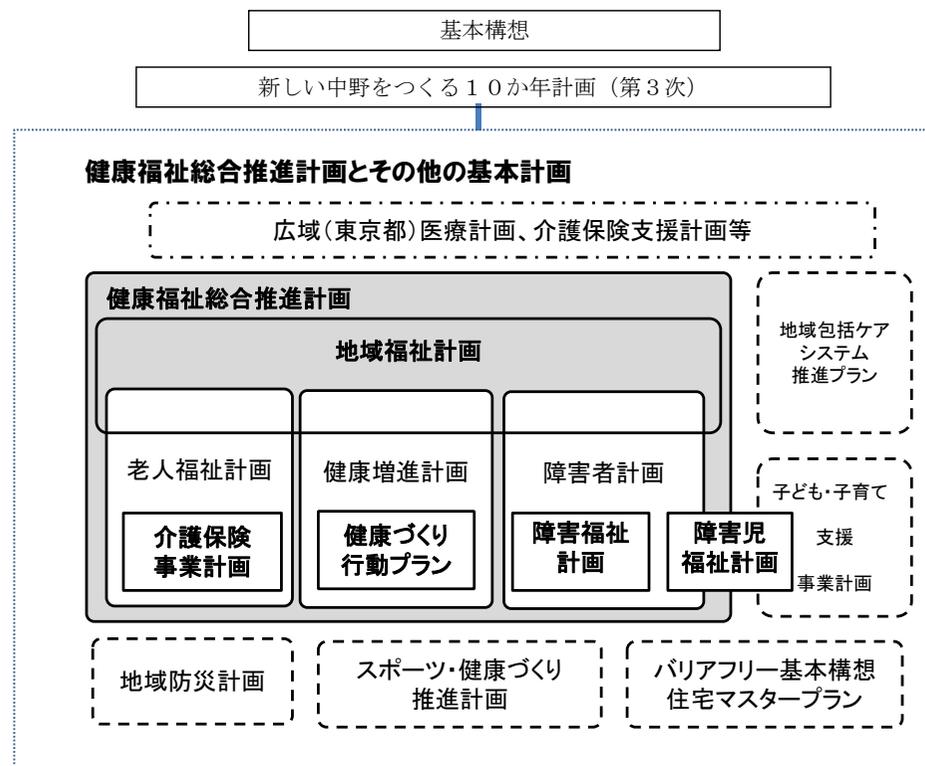


3. 計画の位置付け及び構成

- 第1章 (地域福祉)** 区民の社会参加の促進や地域包括ケアシステムの構築などの取り組みについて (高齢者、障害者、子育て世帯など、すべての区民に共通する事項)
- 第2章 (健康医療)** 区民の健康づくりの取り組みについて
- 第3章 (高齢福祉)** 高齢者が地域で住み続けるための取り組みについて
- 第4章 (障害福祉)** 障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせるまちづくりについて

なお、地域包括ケアシステム構築に向けた個別施策は、高齢福祉に範囲を限定しない施策も含むため、各章にまたがって記載しています。

区の基本計画



第2部 個別施策の展開

基本目標	課題	施策
(地域福祉) みんなで支えあうまちづくり	1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充	1 権利擁護の拡充
	2 住まい・住まい方、誰もが安全で利用しやすい都市基盤・交通環境の整備	1 適切な住まいの確保 2 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくり
	3 社会参加の機会拡充	1 幅広い区民の社会参加促進 2 生きがいつくりの支援
	4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくり	1 保健福祉の地域での連携体制の確立 2 災害時避難行動要支援者対策
	5 相談・コーディネート機能の充実	1 すこやか福祉センターの機能充実・整備 2 支援情報等の共有化
	6 生活の安定と自立への支援	1 生活の安定と自立への取り組み支援
(健康医療) 健康でいきいきとした生活の継続	1 生活習慣病予防と健康増進	1 生活習慣病に着目した予防対策の充実 2 健康を維持・増進する「食」の推進 3 こころの健康づくり
	2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取り組み	1 健康づくりのための運動・スポーツ 2 区民が主体的に取り組む健康づくり 3 スポーツ競技力の向上
	3 健康不安のない衛生的で住みやすい地域づくり	1 健康不安のないくらしの維持 2 くらしの衛生が守られるまちの推進
(高齢福祉) 住み慣れた地域での生活の継続	1 総合的な介護予防・生活支援	1 総合的な介護予防・生活支援の推進
	2 在宅医療と介護の連携	1 在宅医療・介護連携体制の推進 2 在宅療養に関する区民への啓発、理解促進
	3 認知症対策と虐待防止	1 認知症のある人・家族への支援 2 高齢者の虐待防止
	4 在宅生活支援のための基盤整備	1 在宅生活を支援するサービスの充実 2 住み慣れた地域で暮らし続けるためのすまいの確保 3 入所型施設の整備促進
	5 介護保険制度の適正な運営	1 介護保険制度の適正な運営 2 介護サービス事業所の支援と質の向上
(障害福祉) 誰もが安心して暮らせるまちづくり	1 障害者の権利擁護	1 障害を理由とする差別の解消の推進 2 障害者に対する虐待防止の推進 3 成年後見制度の利用促進
	2 地域生活の継続の支援	1 地域における生活の維持及び継続の支援 2 多様化するニーズへの支援 3 地域生活を支えるためのサービスの確保
	3 入所等からの地域移行	1 入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行 2 地域生活を支える資源の整備
	4 就労の支援	1 就労機会の拡大 2 一般就労に向けた支援の強化 3 障害者就労支援事業所における工賃の向上
	5 障害や発達に課題のある子どもへの支援	1 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制 2 専門的な支援の充実と質の向上 3 地域社会への参加や包容の推進

素案のポイント

「地域包括ケアシステム」の構築・拡充（地域福祉）

すべての区民が尊厳を保ち、可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、権利擁護の拡充、適切な住まいの確保、すべての人に対する見守り支えあいを推進する体制づくりなどの面から「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

子どもの頃から取り組む健康づくり、「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取り組み（健康医療）

妊娠期や子どもの頃から取り組む食育の推進や、スポーツ・コミュニティプラザをはじめとする区内運動施設において、子どもから高齢者まで生涯にわたり楽しく運動できる環境づくりを通じ、区民の健康的な生活習慣の定着を図るとともに、生活習慣病の発症を予防する。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた気運醸成に加え、ウォーキングルートの設置など、区民が手軽に運動に取り組める環境づくりを行う。

介護予防・生活支援体制整備、在宅医療・介護連携体制の推進、新しいサービスへの対応（高齢福祉）

介護予防事業の体系化を図り、高齢者の状態に応じた効果的な取り組みを進めるとともに、地域住民など多様な担い手による日常的な介護予防や生活支援を一体的に展開する新たなしくみの構築を行う。

また今後の在宅療養者の増加に対応するため、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種による連携を推進する。

新たなサービスに向けた対応として、共生型居宅サービス事業所について検討を行う。

障害者差別解消に係る区の取り組み、障害や発達に課題のある子どもへの支援（障害福祉）

障害者差別解消審議会において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針などに関して審議を行い、改善に向けた取り組みを進める。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられた。地域の中で先を見すえた重層的な地域支援体制を構築するため、「関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制」、「専門的な支援の充実と質の向上」、「地域社会への参加や包容の推進」について、取り組みを行う。

第1章 地域福祉

課題1 本人の意思による選択・権利擁護の拡充

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や知的障害のある人などの判断能力が低下した人の権利を守るため、成年後見制度の活用や権利擁護サービスの拡充を推進していくことが課題になっています。

《おもな取り組み》

① 成年後見制度の啓発と利用促進

成年後見制度にかかる講演会や出張説明会などの普及啓発を実施するとともに、申立手続などの相談及び申立経費や後见人等報酬費用の助成などを行い、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、福祉や法律の専門職と連携し、成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画を定めます。

② 権利擁護サービスの拡充

判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、中野区社会福祉協議会の「アシストなかの」（権利擁護事業）と連携し、生活支援に関する相談・サービス等を充実していきます。

課題2 住まい・住まい方、誰もが安全で利用しやすい

都市基盤・交通環境の整備

賃貸住宅の家主の不安を取り除く取り組みを推進することによりことにより、高齢者、障害者、生活困窮者などを含めた誰もがスムーズに住まいを確保できるよう制度を整える必要があります。

また、道路や公共施設、駅などにおいて、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくり、整備を行っています。十分ではなく、今後より一層推進する必要があります。

《おもな取り組み》

① 住宅確保要配慮者の居住支援

すべての人が安心して暮らせる住宅を確保できるよう支援します。そのために、高齢者、子育て世帯、障害者、低額所得者などの住宅確保要配慮者が賃貸住宅等

へ円滑に入居できるよう、中野区における居住支援協議会を設立し、住宅に係る情報発信や相談等の取組を実施します。

② 駅周辺道路などのバリアフリー化

「中野区バリアフリー基本構想」にもとづき、区内7つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都などの協力を得ながら駅舎等のバリアフリー化を進めます。あわせて、重点整備地区以外のバリアフリー化も進めます。

課題3 社会参加の機会拡充

人々のライフスタイルに対する価値観が多様化している現状を踏まえ、女性、高齢者、青少年などを含むすべての人が経験や能力を生かし、暮らし方や働き方にあわせて地域活動に参加できるようにしていくことが必要です。

《おもな取り組み》

① 町会・自治会による地域自治活動の推進

町会・自治会に対して助成を行うとともに、その活動が維持・継続されるよう、新たな参加者や担い手の発掘に向けた取り組みを行います。

② 地域支えあい活動の担い手拡大

町会・自治会への加入促進事業を展開するとともに、区内事業者の協力を精力的に働きかけていきます。

また、区民活動センター圏域での地域支えあいネットワーク会議、すこやか福祉センター圏域での地域ケア会議を継続的に開催し、関係団体・機関と連携して、人材発掘を踏まえた支えあいのネットワークを推進していきます。

③ 高齢者の就労支援

高齢者の雇用について区内企業等に働きかけ、中野区就労・求人支援サイトによる情報提供を行うほか、ハローワークと連携した就労セミナーや面接会を実施するなど、就業意欲のある高齢者を就職に結びつけるための支援を充実します。また、シルバー人材センターの活動の周知を図るとともに、継続した支援を行います。

課題4 すべての人に対する見守り支えあいを推進する 体制づくり

高齢者、支援を必要とする障害のある人、子どもが地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の支えあいを推進する必要があります。

《おもな取り組み》

① 町会・自治会等への見守り対象者名簿提供の推進

ひとり暮らし高齢者など誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき名簿を作成し、見守り・支えあい活動を行います。

平成30年3月からは見守り対象者名簿に災害時避難行動要支援者名簿及び非常災害時救援希望者登録名簿を整理統合し、新たな名簿として希望する町会・自治会及び地域防災組織に提供をはじめます。

今後は、大規模災害に備えた平常時からの見守り・支えあい活動の拡充を進めていきます。

② 地域包括ケア体制を推進する会議体の運営

すこやか福祉センター圏域を対象にすこやか地域ケア会議、中野区全域を対象に中野区地域包括ケア推進会議を開催します。

すこやか地域ケア会議では、地域の課題の発見・整理、地域資源の開発、地域のネットワーク構築、困難な事例の具体的解決策の検討などに取り組みます。

地域包括ケア推進会議では、すこやか地域ケア会議などで検討・把握された有効な支援方法などを普遍化し、全区的な課題解決のためのルールづくりに取り組みます。

③ 災害時避難行動要支援者対策の推進

災害時に一人では避難が困難な人が迅速・安全に避難できるよう災害時個別避難支援計画を作成し、安否確認や避難支援を行う支援者の発掘・選定を進めるとともに、定期的な災害時個別避難支援計画の更新をしていきます。

課題5 相談・コーディネート機能の充実

すこやか福祉センターは、様々な課題を抱えるケースなどの困難事例について、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所とともに、他の関係機関につなぐ役割を果たしています。すこやか福祉センターには、地域の中で、支援を必要とする人と専門職・機関、地域の団体などをつなぐ役割を担うためのコーディネート力の向上とそれをバックアップする情報システムの構築が求められています。

《おもな取り組み》

① 総合的な相談支援

障害者相談支援事業所、地域包括支援センター、すこやか福祉センターが連携して相談支援を実施します。

② 地区担当（アウトリーチチーム）による取り組み

区民活動センター圏域ごとに、事務職、医療職及び福祉職からなる地区担当（アウトリーチチーム）を配置し、積極的に地域に出向き地域資源の把握や情報収集を行うとともに、支援が必要な人の発見や地域課題の解決に向けてさまざまな取り組みを進めます。

③ 要支援者情報台帳管理システムの運用

要支援者情報台帳管理システムの機能拡充により、支援が必要な人のデータ取り込みを効率化し、支援を必要とする高齢者等の発見や訪問活動に活用します。

④ ICTシステムを活用した情報共有

関係機関が効率的かつ効果的に支援情報を共有するための仕組みとして、ICTを活用した情報共有システムを医療機関や介護サービス事業者等と連携しながら、区全体で導入を進めます。

課題6 生活の安定と自立への支援

生活保護制度は最後のセーフティネットとして活用しやすいものとしていく一方で、経済的・社会的な自立を促進していく必要があります。

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える複合的な課題に対応し、困窮からの脱却と自立促進を図っていく必要があります。

《おもな取り組み》

① 自立支援プログラムによる自立支援の促進

生活保護受給者の抱える様々な問題に的確に対応する自立支援プログラムを活用し、生活保護世帯が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう支援します。

② 生活困窮者への支援

生活困窮者自立相談支援窓口を中心に、生活困窮者の抱える複合的な課題の解決と自立に向けて包括的・継続的に支援を行います。

相談者の抱える課題のアセスメントを行い、支援計画に基づいて就労支援や住宅確保給付金の他、各種支援を行います。

第2章 健康医療

課題1 生活習慣病予防と健康増進

区民が健康でいきいきと暮らすためには、区民自らが積極的に不規則な食生活や運動不足などを日常的に見直して、生活習慣病の発症を予防することが必要となります。

《おもな取り組み》

① 特定健診・特定保健指導、国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の実施

「中野区国民健康保険データヘルス計画」を「第三期特定健康診査等実施計画」と一体的に策定します。特定健診の結果やレセプトデータなどの健康・医療情報を分析、活用し、被保険者の抱える健康課題や目標とすべき改善された状態を明らかにし、被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図ります。

② 健診結果を活用した糖尿病予防対策事業の実施

特定健診等の受診の結果、糖尿病ハイリスクと判定された人に対し、さまざまな運動メニューや栄養指導により、生活習慣改善を継続できるよう支援します。

③ 健康づくり事業等における食育普及啓発の実施

食育月間や健康づくりフェスタ等の機会をとらえて、栄養バランスのとれた食事や規則正しい食生活の大切さなど、区民の健康維持・増進のために、食に関する情報を発信していきます。

④ あらゆる年代に向けた食育の推進

妊娠期から子ども、高齢者まで年代に応じた講習会や食に関する取り組みを実施し、食や栄養についての知識や理解を深め、健康づくりの支援を行います。

⑤ こころの健康についての普及・啓発

現代のストレス社会で大きな問題になっているうつ病やアルコール依存症に対する基礎知識、心身の疲労回復のための休養や睡眠の重要性、統合失調症など精神疾患についての理解を促進します。

課題2 「スポーツ・健康づくりムーブメント」の取り組み

健やかで自立した生活を営み、活力ある地域社会を実現するには、健康維持・増進が重要な課題です。その対策として、幼少期や成人期から日常的にスポーツに楽しみ、楽しむことによる運動習慣づくりが効果的です。

《おもな取り組み》

① 多くの区民がスポーツに親しむことのできる環境づくりの推進

区立体育館、運動施設、スポーツ・コミュニティプラザなどのスポーツ施設を安全、快適に利用できるよう整備するとともに、施設使用料の軽減や、各種スポーツ教室やクラブ活動等の効果的な実施などにより、多くの区民がスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進します。

② 障害者スポーツに対応した環境の整備

東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、体験会の実施や様々な広報媒体の活用等を通じて、多くの人々が障害者スポーツに親しむ機会を提供します。

また、障害者スポーツに対応する施設を整備するとともに、障害者スポーツ大会への参加を促進し、障害の有無に関わらずスポーツに取り組むことができる共生社会の実現を目指します。

③ 地域スポーツクラブを中心とした各種事業の実施

スポーツ・コミュニティプラザを拠点として、地域スポーツクラブによる地域の人材、ネットワークを活かした各種事業を実施します。

④ スポーツボランティア制度の導入

地域スポーツクラブが実施する各種事業などに協力するボランティアの育成を行い、地域団体が主催するスポーツイベントなどにも自主的に協力できる体制づくりを行います。

⑤ 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成に向けた総合的な取り組み

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、区民の健康推進やスポーツの普及などの気運醸成のほか、文化、観光、国際教育などの文化的な面での活性化を含めた総合的な視点で大会後の成果の継承・発展につながる取り組みを進めます。

課題3 健康不安のない衛生的で住みやすい地域づくり

結核などの感染症(再興感染症)が再び問題となっているほか、増加傾向にあるエイズ・HIV感染者への対策や若年層の性感染症予防対策も大きな課題となっています。

《おもな取り組み》

① 予防接種率の向上

麻疹、風しん、日本脳炎などの定期予防接種及び任意予防接種のおたふくかぜ、ロタウイルス、インフルエンザについての情報提供を行います。また、予防接種履歴管理システムを活用し、未接種者への接種勧奨を行います。

② 結核対策の充実

結核を発病した患者からの感染拡大防止のため、周りの方々に対して行う接触者健診は、IGRA検査^{*1}を活用し高い受診率を目指します。また、薬剤耐性菌の発生を防ぐため、結核患者が最後まで治療を継続できるように、DOTS^{*2}事業をさらに充実し、きめ細かな患者支援を行います。

③ 新型インフルエンザ等健康危機管理対策の推進

中野区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定検討を進めるとともに、備蓄防護用品・機材の維持補充を行って次なる発生に備えます。

④ 食の安全に係るリスクコミュニケーションの推進

消費者、事業者、行政の三者が情報・意見交換を行うリスクコミュニケーションを推進し、食の安全・安心確保に関するさらなる普及・啓発に努めます。

*1 IGRA検査

ツベルクリン反応検査にかわる検査法で、採血によって速やかに結核の感染について評価できる検査。インターフェロンγ放出アッセイ (Interferon-gamma release assay) の略。

*2 DOTS (ドッツ)

直接服薬確認療法 (Directly Observed Treatment Short-course) の略。患者の服薬を支援者が直接確認し、治療の完遂、結核の二次感染の防止を図る。

第3章 高齢福祉

課題1 総合的な介護予防・生活支援

高齢になっても住み慣れた地域で、尊厳をもっていきいきと自分らしい生活を送るためには、要支援・要介護になることを遅らせ、重度化を防ぐ取り組みが大切です。地域における高齢者の生きがいや介護予防につながる取り組みを推進するとともに、地域住民など多様な担い手による日常的な介護予防と生活支援を一体的に展開する新たなしくみの構築が求められます。

《おもな取り組み》

① 高齢者の健康づくり・介護予防の普及啓発事業の充実

地域において子どもから高齢者までを対象とした健康づくりや介護予防に取り組みます。日常生活における身体活動の重要性、生活習慣病の予防、栄養バランスの良い食生活、口腔ケアや介護予防の取り組みの大切さなどについて、教育・普及啓発事業を充実します。

② 介護予防の体系化と充実

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。今後は、介護予防の基本指針を定め、虚弱化の早期発見と改善を図ります。リハビリテーション専門職などが、ケアプランの段階から介護予防ケアマネジメントに関与して早期回復をめざします。また、地域で日常的に介護予防に取り組めるよう、自主団体等に運動や生活機能改善に向けたアドバイスや指導を行います。

課題2 在宅医療と介護の連携

高齢者が病気や要介護状態になっても地域で生活していくためには、地域で必要な医療を受けることと合わせて、在宅を維持するための介護サービスが連携して提供されることが必要となります。

また、また、医療・介護を提供する側の体制に加え、区民が在宅療養について理解し、自らの希望に基づいて療養場所を選択するための普及啓発が重要です。

《おもな取り組み》

① 多職種による連携の推進

今後の在宅療養者の増加に対応するため、医療と介護の資源が有効に活用できるよう、多職種による連携をさらに進める必要があります。ICTの技術も活用し、多職種の情報共有が効率的に行える体制を構築します。

また、在宅療養生活の要である「食べる」ことについて、在宅療養（摂食・えん下機能）支援事業を中心に、評価医やリハビリチームとして育成した人材を活用した支援を推進します。

② 24時間365日の在宅医療・介護の提供体制の推進

要支援・要介護高齢者が安心して在宅生活を送るため、在宅療養を支援できる診療所や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など24時間365日対応できる医療や介護のサービス提供体制を推進します。また、在宅療養者の容態急変時などに対応するため、緊急一時入院病床確保事業も継続します。

③ 在宅療養、在宅での看取りなどについての区民への啓発

在宅での療養や看取りなどについて、講演会、ホームページ、パンフレット等による情報提供により、啓発を図ります。何よりも区民が在宅療養についてよく理解し、自らの希望により尊厳をもった療養生活を選択できることを目指します。

課題3 認知症対策と虐待防止

高齢になるほど認知症の発症率は高くなるため、今後の後期高齢者人口の伸びを踏まえると、認知症が疑われる高齢者は確実な増加が見込まれます。

認知症の人が安心して地域で生活していくためには、相談体制の強化や認知症に関わる医療・介護の連携、地域での認知症への理解・支援の広がりが課題となっています。

《おもな取り組み》

① 認知症予防への取り組み

従来の介護予防の取り組みに加え、大学と連携して認知症介護予防事業を強化していきます。

② 認知症の早期発見・早期対応への取り組み

認知症が疑われる区民が早期に相談・診断を受け、状態に応じた適切な治療やサービスにつながるよう、認知症疾患医療センター等と連携して認知症早期発見・早期対応事業の充実を図ります。

③ 認知症への理解促進と地域での対応力の向上

地域全体で認知症高齢者を支える地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成等を大幅に増やし、更に修了者に対し認知症サポーターリーダー養成講座を実施し、区内オレンジカフェや介護施設などで活動できるよう支援を行います。

④ 虐待防止に向けた連携の強化

潜在的な虐待の防止や見守り、発見時に迅速で適切な対応を行うため、地域包括支援センターやケアマネジャー、弁護士、精神科医などとの連携を強化します。

課題4 在宅生活支援のための基盤整備

介護が必要な状態になっても、可能な限り自宅や地域での生活が継続できるよう、在宅生活を支えるために必要な介護サービス基盤を中心に整備を進める必要があります。

《おもな取り組み》

① 在宅サービスの充実

自宅や住み慣れた地域でできるだけ生活が続けられるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスや、ショートステイといった在宅サービスを充実します。

また、社会福祉協議会が行う「あんしんサポート」や地域団体が行う見守り活動、地域包括支援センター、地区担当（アウトリーチチーム）など、複数の関係機関が連携し、相談、支援、見守りを行う体制を作ります。

② 地域で暮らし続けるためのすまいの確保

真に住宅に困窮している世帯が入居できるよう、区営住宅と福祉住宅を適切に運営します。また、高齢者が円滑に住まいを確保するため、緊急通報システムの導入強化や地域見守り体制の充実などを行い、孤独死や家賃滞納など民間賃貸住宅の貸主が高齢者の入居に対して抱く不安感を取り除くための取り組みを行います。

また、都市型軽費老人ホーム、認知症グループホームを誘導整備します。

③ 入所施設の整備促進

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅サービスを支えるショートステイを併せ持ち、また、地域にある地域密着型のサービス事業所をバックアップする24時間365日の運営施設という側面を持っています。在宅での介護が困難となったときの入所施設として誘導整備を行います。

課題5 介護保険制度の適正な運営

団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、持続可能なしくみとして効率化・重点化された介護保険制度改正へ対応していきます。

今後、介護サービスへのニーズはますます高まるため、介護サービス事業者の質の向上を図る必要があります。

《おもな取り組み》

① ケアマネジメントの質の向上

関係機関等と連携し、ケアプランチェックを実施します。また、ケアプランにおいて、心身機能だけでなく、参加、活動の視点を取り入れられているか、支援レベルの適正化が図られているかなどを地域包括支援センターやケアマネジャー等とともに検討する場を設け、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

② 介護人材の確保と専門職のスキルアップと研修の体系化

介護人材の裾野を広げる施策として、介護の魅力ややりがいについて区民の理解が深まる取り組みを推進していきます。介護予防・日常生活支援総合事業における訪問援助サービス（緩和基準型訪問サービス）の担い手を育成する中野区認定ヘルパー養成研修を引き続き行います。ケアマネジャーやヘルパーなどに対して、スキルや知識のレベルアップの研修を実施し、サービスの質の向上を目指します。

③ 介護サービスの提供を担う民間サービス事業者に対する指導監督業務の効率化

区が介護保険事業者指定権限を持つ地域密着型サービス事業所などや今までに実地調査を行っていない事業所を中心に、実地調査、調査後のフォロー調査を行い、介護サービス事業所が適正に運営されるよう、指導を実施します。

第4章 障害福祉

課題1 障害者の権利擁護

障害のある人の日常生活や社会生活を制限する社会的障壁の除去を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることなく暮らしていける地域社会を実現し、安心した生活を送れるよう支援していく必要があります。

《おもな取り組み》

① 障害者差別解消に係る区の取り組みの評価・改善

中野区障害者差別解消審議会において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針や啓発活動等の取り組みが適正かどうか審議を行い、改善すべき事項について意見及び提案を受け、障害者差別解消の取り組みを進めていきます。

② 障害者虐待の防止と対応の強化

障害者虐待の早期発見、防止のため、啓発活動により障害者虐待に対する理解促進を図るとともに、地域における関係機関との連携を強化していきます。

また、被虐待者等の一時保護に必要な居室の確保に努め、支援体制の整備を図ります。

③ 成年後見制度の啓発と利用促進

成年後見制度にかかる講演会や出張説明会等の普及啓発事業を実施するとともに、申立手続等の相談及び申立経費や後見人等報酬費用の助成等を行い、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

また、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、福祉や法律の専門職と連携し、成年後見制度の利用の促進についての基本的な計画を定めます。

課題2 地域生活の継続の支援

障害のある人及び介護者の高齢化、障害の重度・重複化、人々のライフスタイルや価値観の多様化など、地域の福祉を取り巻く環境は変化しているため、地域の実情に応じたサービス提供の環境を整えていく必要があります。

《おもな取り組み》

① 基幹相談支援センター機能の充実

障害のある人の多様化するニーズに対応し、障害者相談の拠点として、相談体制の充実を図りながら、総合相談・専門相談、権利擁護、地域移行など総合的な相談を行う基幹相談支援センターの機能の充実を図っていきます。

② 高齢障害者への支援

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時にサービスが途切れることなく継続的に利用できるよう、介護保険制度の案内やサービス利用のための具体的な支援が、すこやか障害者相談支援事業所等から提供されるように支援体制の整備を図っていきます。

③ 新たに創設される福祉サービスの提供

平成30年4月から創設される「自立生活援助」「就労定着支援」により、一人暮らしをする知的及び精神障害のある人等への支援や一般就労した障害のある人に生じた生活面の課題解決に向けた支援による就労定着を進めていきます。

課題3 入所等からの地域移行

障害のある人の入所施設からの退所や精神科病院からの退院を促進するためには、一人ひとりの状況に合わせた支援を行うとともに、移行後の生活を支えるための住まいの場の確保や支援体制を充実していく必要があります。

《おもな取り組み》

① 精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置していきます。

② 地域生活支援拠点の整備

江古田三丁目の区有地を活用して障害者グループホーム、短期入所及び地域生

活支援拠点の三つの機能を併せた多機能型拠点整備と、基幹相談支援センター、各すこやか福祉センターなどの相談支援機関やグループホーム、短期入所等の既存の社会資源が連携する面的整備型とを融合した複合型の構築を目指していきます。

課題4 就労の支援

障害のある人が一般就労により経済的な基盤を確立し、地域において安定した生活を送るためには、職場における障害者理解や合理的配慮が進み、当たり前になる地域社会を実現していく必要があります。

また、障害者就労支援事業所では、障害のある人がやりがいを感じ意欲をもって働くため、工賃の更なる向上が必要です。

《おもな取り組み》

① 身近な地域での雇用の場の確保

区内外の民間企業等において障害者雇用が進むよう、職場開拓を進め、障害のある人を雇用したことがない企業に対しては、体験実習の協力を求め、採用する企業側の不安を解消しながら就職に結びつける取り組みを進めていきます。

② 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化

特別支援学校在学中から就労に対する早期支援を実施し、在学生や家族に対して、就職に向けた意欲喚起の取り組みを進めていきます。

また、障害者就労支援事業所における就労希望者を把握し、福祉的就労から一般就労への移行を推進するほか、施設職員の支援力の向上を図る取り組みを充実させていきます。

③ 障害者就労支援事業所のネットワークによる自主生産品の販売促進

各障害者就労支援事業所の特色を活かした自主生産品の販売促進に向け、なかの障害者就労支援ネットワークが主体となって、地域における販売場所や地域の催し等での販売機会を増やす取り組みを進めていきます。

課題5 障害や発達に課題のある子どもへの支援

障害や発達に課題のある子どもが、地域で一人ひとりの状況に応じた必要な支援を受けられるよう体制を整えていく必要があります。また、身近な地域で質の高い発達支援を行えるよう重層的な地域の支援体制が必要です。

《おもな取り組み》

① 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

身近な地域での相談支援体制の充実を図ります。ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を実施するために、移行連携や関係機関連携会議等の仕組みを構築していきます。また、保護者や家族が抱える子どもの障害や発達に対する不安を解消するための取り組みを進めていきます。

② 専門的な支援の充実と質の向上

児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所の知識や技術の向上のために実践的な取り組みを進めます。また、(仮称)総合子どもセンター、すこやか福祉センター、区立障害児通所支援施設の機能連携により、重層的な地域支援体制を構築します。さらに、医療的ケアが必要なお子さんが保育や教育施設の利用をできるように体制を整えていきます。

③ 地域社会への参加や包容の推進

障害や発達に課題のある子どもが、地域で安心して保育や教育を受けることができるよう、保育や教育施設での受け入れや専門機関による後方支援の充実を図ります。また、地域社会における障害や発達特性への理解促進のための取り組みを進めていきます。